

「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の一部改正について

新旧対照表

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 添付書類 (1)～(4) (略) (5) (略) <u>「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。)別紙の1又は2に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は通常兵器通達付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地又は提供地とするもの(需要者等が確定していない場合に限る。)</u></p> <p>(略) (a)～(c) (略) (6) (略) <u>(7) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引の場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。</u></p> <p>イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 添付書類 (1)～(4) (略) (5) (略) <u>「輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件」(平成12年通商産業省告示第922号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。)別紙の1又は2に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は通常兵器通達付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地又は提供地とするもの(需要者等が確定していない場合に限る。)</u></p> <p>(略) (a)～(c) (略) (6) (略) <u>(7) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出(その輸出が同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出に該当する場合を含む。以下同じ。)又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引(その取引が同表の5から15までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引に該当する場合を含む。以下同じ。)の場合。</u></p> <p>イ 輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提</p>

場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成して下さい。

添 付 書 類	
	貨物・技術の概要及び特性（様式1参照）
	カタログ又は仕様書等の技術資料
	<p>省令又は告示の規定（省令又は告示の第2号又は第3号に<u>あっては、本則に限る。</u>）に該当することを示すすべての文書等</p> <p>②契約書の場合 省令又は告示の規定に該当する箇所の写し</p> <p>③輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は<u>図画の場合</u> 当該文書又は<u>図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し</u></p> <p>④輸出者又は取引を行おうとする者が入手した<u>電磁的記録の場合</u> 当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書<u>並びに規定に該当する箇所の写し（当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものも併せて添付すること）</u></p> <p>⑤輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合</p>

供地とする場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。
(イ) 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成8年通商産業省令第16号。以下単に「省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成12年通商産業省告示第748号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成して下さい。

添 付 書 類	
	貨物・技術の概要及び特性（様式1参照）
	カタログ又は仕様書等の技術資料
	<p>その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、<u>省令又は告示の規定に該当することを示す書類</u></p> <p>②契約書の場合 省令又は告示の規定に該当する箇所の写し</p> <p>③輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書の場合 当該文書の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し</p> <p>④輸出者又は取引を行おうとする者が入手した記録媒体の場合 当該記録媒体の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書</p> <p>⑤輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合 当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及</p>

	当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書（様式3参照）
	当該貨物又は当該技術の最終用途を示す <u>文書等</u>
	省令第2号又は第3号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき」又は、告示第2号又は第3号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき」に該当しないことの検討結果（なお、省令又は告示の第2号又は第3号の本則以外の部分を以下「 <u>明らか要件</u> 」という。）
	大量破壊兵器通達の別記3の2に従った書類及び別記4の5の誓約書

以上の書類を1通作成してください。ただし、告示又は省令の規定のうち、当該技術又は当該貨物が核兵器等の開発等のために利用される又は用いられる場合に該当するときは、の書類のうち別記4の5の誓約書は原則として除きます。

- (b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の についてそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。
- (c) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付することを省略できますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください（なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付する

	び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書
	当該貨物又は当該技術の最終用途を示す書類 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、 <u>輸出令第4条第1項第四号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等のために用いられないことが明らかなき場合であって、その最終用途を示す書類が存在する場合は当該書類</u>
	大量破壊兵器通達の別記3の2に従った書類及び別記4の5の誓約書

以上の書類を1通作成してください。ただし、告示又は省令の規定のうち、第1号又は第4号に該当するときは、の書類のうち別記4の5の誓約書は原則として除きます。

- (b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の についてそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。
- (c) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付することを省略できますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください（なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付する

ことが省略できますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。)。
(d) 必要に応じて指定した書類以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

(e) なお、「明らかな要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」(「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて」)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

ロ 輸出令第4条第1項第3号ロ又は貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(a) 原則としてイの(a)の、及び(誓約書を除く。)の書類を作成するとともに、当該通知文書(原本)を併せて提出してください。

なお、当該通知文書については、内容確認後返却します。

(b) その他、イの(b)から(d)までの扱いについては同様とします。

別表1 (略)

様式1及び様式2 (略)

様式3

ことが省略できますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。)。
(d) なお、必要に応じて指定した書類以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

(ロ) 輸出令第4条第1項第4号ロ又は貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(a) 原則として(イ)の(a)の、及び(誓約書を除く。)の書類を作成するとともに、当該通知文書(原本)を併せて提出してください。

なお、当該通知文書については、内容確認後返却します。

(b) その他、(イ)の(b)から(d)までの扱いについては同様とします。

ロ 輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とする場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。

輸出令第4条第1項第4号ロ又は貿易外省令第9条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

イの(ロ)の(a)に従ってください。その他、イの(イ)の(b)から(d)までの扱いについては同様とします。

別表1 (略)

様式1及び様式2 (略)

連絡を受けた概要

1. 申請者（氏名又は名称）

印

2. 連絡を受けた日

3. 当該連絡の方法

4. 連絡をしてきた者（複数であったり、介在者がいる場合には
全て記述のこと）

- (1) 氏名
- (2) 所属
- (3) 役職

5. 連絡を受けた者

- (1) 氏名
- (2) 所属
- (3) 役職

6. 連絡を受けた経緯

7. 連絡内容を以下に具体的に記入して下さい